

特集《著作権》

2023 年度著作権委員会第 1 部会研究報告—— 著作権登録制度についての調査・研究

令和 5 年度著作権委員会第 1 部会

部会長・中 富雄、委員長・高橋 雅和、委員・生塩 智邦、宇都 有紀子、
岡村 祥有、後藤 正二郎、竹内 亮、谷口 登、張 華威、松本 直子

要 約

日本弁理士会の令和 5 年度著作権委員会の第 1 部会は、諮問事項「著作権に関する諸課題についての調査・研究及び提言」に基づいて、我が国の著作権登録制度についての調査、研究を行ったところ、その成果を報告するものである。我が国の著作権登録制度については、必ずしも十分な利用がなされているとはいえないところがあるが、これについて、登録の存在が裁判所の判断に影響したものがあるかにつき、裁判所 HP で閲覧できる 2000 年以降の裁判例に当たり、調査及び検討を行った。その結果、移転登録については一定の効果がみられた。他方において、移転登録以外の登録については裁判に対する直接の効果はみられなかったが、判決中に一定の言及がなされるものもあった。

目次

1. 本稿の趣旨と研究課題
2. 裁判例の分析
 2. 1 裁判例の選択
 2. 2 裁判例の分析（総論）
 2. 3 裁判例の分析（各論）
 - (1) 大阪高判平成 17 年 2 月 15 日裁判所 HP
 - (2) 知財高判平成 27 年 4 月 28 日裁判所 HP
3. 考察
4. まとめ

1. 本稿の趣旨と研究課題

本稿は、日本弁理士会の令和 5 年度著作権委員会の第 1 部会（以下「1 部会」という。）における研究の成果を報告するものである。1 部会では、諮問事項「著作権に関する諸課題についての調査・研究及び提言」に基づいて、我が国の著作権登録制度についての調査、研究を行った。

我が国においては、著作権登録制度が設けられているが、活発に利用されていないという印象が一般的である。これに対して、中国や米国においては著作権登録の利用が活発であり、登録件数も伸びていると聞く。このような状況は、我が国における著作権登録制度の内容が原因の一つであり、著作権登録による効果が限定的であることに起因すると考えられる。

そこで、我が国の著作権登録制度の活用法を検討する前提として、現在の制度における著作権登録の有効性について調査、検討を行うこととした。具体的には、公表されている裁判例に基づいて、著作権登録が裁判所の判断に与える影響を調査し、著作権登録についてどのような利用が有効であるかについて検討した。なお、1 部会の研究の過程では、あまり利用されていない著作権登録手続について、その概要についても整理を行ったが本稿ではその部分は割愛する。

2. 裁判例の分析

著作権登録が裁判所の判断に関係したであろう裁判例を選択し、各裁判例の内容を分析し、裁判所の判断において著作権登録の存否が影響したか、影響した場合については具体的にどのように影響したか、について検討した。

2. 1 裁判例の選択

著作権登録が裁判所の判断に関係したであろう裁判例を選択するため、裁判所ウェブサイトにおける裁判例データベースを用いた。具体的には、2000年以降の裁判例等のうち、判決中に「著作権登録」の文字列を含むものを検索したところ該当した77件について、各裁判例を1部会の各委員で分担して分析することにより、裁判所の判断において著作権登録が関係したとみられる裁判例を抽出した。

2. 2 裁判例の分析（総論）

上記の方法によって抽出した裁判例のうち、著作権登録が判断に直接影響したケース、直接の影響はなかったが判示中に著作権登録について言及されていたケース及び米国又は中国の著作権登録に基づく判断が含まれるケースは、計23件であった。

そのうち、著作権登録が直接判決に影響を与えたケースは13件（ただし、第1審と控訴審、関連事件等がある。）であり、そのすべてが移転登録に関するものであった。なお、ここで著作権登録が判決に直接影響を与えたケースとは、裁判所の判断において著作権登録についての言及がなされているものをいい、当事者の主張においてのみ著作権登録に言及されたものは含まない。

ここで、分析対象とした裁判例及び分析結果のうち直接の影響が認められたものについては、後掲別表のとおりである（1部会では、影響しないものも含めて分析対象とした裁判例、各裁判例における著作権登録の影響の有無、著作権登録の種類、裁判例の要約等について整理したが、紙数の都合で割愛する。）

別表に掲げた裁判例等は、著作権登録が判断に一定の影響を与えたとみることが可能なケースである。

他方で、別表に掲げていないもののなかにも、著作権登録が直ちに裁判所の判断に影響したとはいえないものの、何らかの形で判示中に著作権登録の効果について言及されていたケース及び裁判所の判断において米国又は中国の著作権登録に基づく判断がなされていたケースのいずれかに該当するものがあり、これらの裁判例は計10件であった。したがって、著作権登録（米国又は中国での登録を含む。）が何らかの形で関係する裁判例は、検討した77件のうち計23件である。

上記結果より、我が国の著作権登録のうち移転登録については、裁判手続において、実際に判決の結論に直接の影響を与える可能性があることが確認できた。ただし、移転登録以外の登録については、今回の調査の範囲においては、判決の結論に直接影響を与えたものは確認できなかった。米国又は中国における登録に関しては、著作権の存続期間の算出において参照されているものがあつた。

実際に移転登録が結論に影響した裁判例は、たとえば、著作権の二重譲渡が行われた場合に移転登録がなされていることを理由に著作権の移転が有効であると判断されたケース、プログラムの著作物の著作権者である破産管財人に対して破産手続開始以前にプログラムが格納されたCD-ROMの引渡しを受けた者が著作権の移転が有効であることを主張したが移転登録がなされていないことを理由として移転の有効性が否定されたケース等があつた。

2. 3 裁判例の分析（各論）

(1) 大阪高判平成17年2月15日裁判所 HP

【事実】本件は、「日本キューピークラブ」という団体を主宰し、京都市において古い玩具等を展示する「想い出博物館」を運営するなどの活動をしている個人Xが、キューピー株式会社（以下「Y」とする。）において、いわゆるキューピーのイラスト、人形等を製造し、これを譲渡、公衆送信等している行為が、Xの著作権を侵害するとして、Yに対し、これらの行為の差止め及び廃棄並びに損害賠償等を求めるとともに、Xが原画イラスト（以下「1909年イラスト画」という。）等を著作物とする各著作権を有することの確認を求めた事案である。

本件の争点は多岐にわたるが、1 部会の検討との関係で、我が国の著作権登録に関する争点に関して整理すると、ローズ・オニール制作の著作物に係る著作権は、ローズ・オニールの死後、同人の遺産を管理する RO 遺産財団に承継され、1964 年（昭和 39 年）に、米国ミズーリ州において遺産の配分確定書及び相続権の分配決定等の手続が行われたが、1997 年（平成 9 年）になって、ローズ・オニールの新たな財産（ローズ・オニールの創作した絵画等の著作権及びローズ・オニールの著作物に対する編集権等及び外国におけるライセンス収入等）が発見されたとして、再度、米国ミズーリ州において、遺産財団管理人選任の申立てがされた。

X は、平成 10 年（1998 年）、この財団から、「ローズ・オニールが創作したすべてのキューピーの作品に対する日本における著作権」及び「キューピーの作品に関する日本に基づくすべての権利」について、譲渡を受けたと主張した。

これに対し、Y は、遅くとも 1948 年までにキューピー作品に係るすべての著作権は第三者に譲渡されたから、X への譲渡は認められないと主張した。第 1 審は、X が 1909 年イラスト画等を著作物とする著作権を有することの確認請求を認容し、その余の請求を棄却又は却下した。X、Y 控訴。

【判旨】XY いずれについても控訴棄却。

本件については、著作権の保護国である我が国の法令が準拠法となるとした上で、仮に事前に第三者に対してなされたキューピーに関する著作権譲渡契約が有効であるとしても、キューピーに関する著作権について、第三者に対する譲渡と X に対する譲渡とが二重譲渡の関係に立つにすぎず、X に対するキューピーに関する著作権の移転が効力を失うものではない。そして、Y は、キューピー著作権について譲渡を受け、あるいは利用許諾を受けるなど、X がキューピー著作権の譲渡を受けたことについて対抗要件を欠くことを主張し得る法律上の利害関係を有しない。したがって、X は、Y に対して、対抗要件の具備を問うまでもなく、その著作権を行使することができる、とした上で、さらに、X は、財団から 1909 年イラスト画、1910 年イラスト画及び 1913 年作品の各著作権の譲渡を受けたことについて我が国著作権法 77 条 1 号に基づく著作権の登録申請手続を行い、平成 10 年 8 月 25 日に登録を受けた結果、対抗要件を具備していることとなるから、この点においても、Y の主張は理由がない、とした。

【検討】本裁判例は、傍論ではあるが、米国での著作権譲渡契約について、権利を譲り受けた X が保護国である我が国の著作権登録制度に基づいて、移転の登録をしたことを根拠として対抗要件の具備を判示している。

（2） 知財高判平成 27 年 4 月 28 日裁判所 HP

【事実】本件は、1 部会の研究との関係で整理すると、宗教団体 X が、X の教祖の書籍・カセットテープ等を販売していた財団法人 Y に対し、Y によるカセットテープの複製、頒布について主位的に著作権使用契約に基づき未払印税の支払を、予備的に契約が存在しない場合は不当利得による金銭請求等を求めた事案である。

本件で問題となっている各著作物は、宗教団体の教祖から X に著作権譲渡があったことを原因とする昭和 63 年 4 月 27 日付け著作権の譲渡登録がされていた。

第 1 審判決は、主位的請求について契約が成立したとは認められないとし、予備的請求についても X による許諾があったなどとして金銭請求について棄却したため、X 控訴。

【判旨】請求一部認容。

著作権の使用契約の成否について、契約書が作成された昭和 61 年 8 月 6 日当時、X、Y 及び教祖の相続人らを含めた宗教団体関係者間において、問題となっている著作権が X に帰属すること及び印税の問題を含めこれを前提とした処理をすることが共通認識になっていなかったことを、昭和 63 年 4 月に X への著作権譲渡の登録があったことを根拠として認定した。また、不当利得返還請求権の始期について、著作権譲渡登録がされた後は、Y が教祖の相続人らが著作権を有しないことを認識していたと判示した。

【検討】本裁判例は、著作権の移転登録の存在を契約の存否及び当事者の権利関係の認識という事実認定の根拠として用いている。

3. 考察

上記各裁判例の分析により、著作権登録のうち移転登録に関するものについて、法77条は、著作権の移転若しくは信託による変更又は処分制限については、登録しなければ第三者に対抗することができないと規定するところ、移転登録に関しては法律上も有効な手段となり得ることは十分に予想できたものであるが、このように実際に用いられている事例が存在することがわかった。

また、それ以外にも、移転登録の存在及びその時期が裁判所の事実認定の根拠として用いられているものが確認され、このようなものにおいても実務的な有効性が確認された。

以上のとおり、著作権登録のうち移転登録に関しては、積極的に利用することが有効であるといえる。これに対して、移転登録以外の登録に関しては、1部会の分析においては有利に機能したといえるものは見当たらなかった。

ただし、実名の登録については、裁判例の分析においては表れたものはなかったが、無名または変名で公表された著作物について保護期間との関係で、影響しうるものであるとの指摘があった。

また、移転登録以外の登録についても、判決の結論には影響していないが、判決中で一定の言及があるものもあり、その実務的な効果についてはさらに検討の余地があるものと考えられる。

4. まとめ

1部会の調査、検討からは、上記のとおり著作権登録制度における移転登録については実際に有効に活用されており、登録に一定の有効性があることがわかった。また、移転登録以外の著作権登録については裁判例の分析からは直ちに十分な効果は認められなかったが、判決において言及されているものもあり、今後の検討の余地はあると思われる。

したがって、著作権を移転する場合には、移転登録を行うことが有効であるといえる。また、移転登録以外の著作権登録についても、明確な活用例は見つからなかったが、有効に活用できる可能性は十分にあり得ると考えられる。

別表 検討した裁判例のうち登録が判断に影響したとみられるもの

裁判例	1部会の検討によるポイントの整理
知財高裁 平成28年2月24日 平成27(ネ)10062等	著作権者である宗教法人事業団(原告)が、一時出版権を許諾しその後解約をした出版社(被告)に対し、出版物の差止め、損害賠償を求めた事案。原告は、教祖Aより著作物(教本)の寄付(承継)を受け著作権登録をしていた。これに対し被告は、著作権登録は、編集著作物のみであり、素材の著作物は原告に移転されていないとして争ったが、原告の請求が認められた。
知財高裁 平成27年4月28日 平成25(ネ)10109	著作権者である宗教法人事業団(原告)が、著作物の録音物を複製、頒布した協会(被告)に対し、録音物の差止め、損害賠償を求めた事案。原告は、教祖Aより著作物(教本)の寄付(承継)を受け著作権登録をしていた。一方、教祖Aの相続人は、著作権者の了解を得ることなく被告と著作権使用許諾契約を締結し、印税を受け取っていた。被告は、相続人との契約が有効であることを主張したが、原告の請求が認められた。
知財高裁 平成26年8月27日 平成25(ネ)10085	ソフトウェア企画制作会社である原告が、仕入先であるソフトウェア開発会社である被告に対し、被告が提供したプログラムは第三者の著作権を侵害しているとして、債務不履行に基づく損害賠償請求を行った事案。裁判所は、当該プログラムの原開発者の会社は被告に事業譲渡されているが、プログラムの著作権は譲渡担保契約により原開発者から他の会社に所有権が移っているとして著作権侵害を認めた。
知財高裁 平成26年3月27日 平成25(ネ)10094	映画製作会社(原告(被控訴人))が、原作の独占的利用権を有する会社(被告)に対し、実写映画化権を有することの確認(及び虚偽事実の流布差止)を求めた事案。裁判所は、原告に実写映画化権が譲渡担保契約により譲渡されたことが登録されていることを理由に原告の主張を認めた。
東京地裁 平成23年3月4日 平成21(ワ)6368等	復刻版の書籍の著作権の帰属について争われた事案。復刻版の書籍は、亡Aから社会事業団に移転登録された著作権に係る著作物であるから、当該著作物の複製であるとされた。そして、復刻版の書籍の著作権も社会事業団に帰属すると判断された。
東京地裁 平成19年10月26日 平成18(ワ)7424	著作権二重登録の事案。著作権譲渡登録がなされており、対抗要件の欠缺を主張できる法律上の利害関係を有する第三者に該当するかどうか争点となった。

東京地裁 平成 18 年 12 月 27 日 平成 17 (ワ) 16722、 平成 16 (ワ) 13725	著作権登録原簿に原告への譲渡に関する記載があり、映画の著作物の著作権譲渡が争われた事案。映画の著作権は映画製作者にある旨の認定があり、権利者からの譲渡自体を主張していないため著作権の取得が認められなかった。
大阪高裁 平成 17 年 2 月 15 日 平成 16 (ネ) 1797	キューピー事件。念のための判断であるが、「なお、原告は、……1909 年イラスト画、1910 年イラスト画及び 1913 年作品の各著作権の譲渡を受けたことについて我が国著作権法 77 条 1 号に基づく著作権の登録申請手続きを行い、平成 10 年 8 月 25 日に登録を受けた結果 (……)、対抗要件を具備していることとなるから、この点においても、被告の主張は理由がない」と登録の効果として対抗要件が認められている。
東京地裁 平成 15 年 5 月 22 日 平成 10 (行ウ) 24	いわゆるフィルム・リースの減価償却を巡る租税の事案。本件では日本の著作権登録の経緯が著作権の譲渡の認定等の根拠となっている。
東京地裁 平成 15 年 3 月 17 日 平成 14 (ワ) 21540	プログラムの著作物をデータとして保存した CD-ROM を譲り受けただけでは著作権は移転せず、著作権の移転は登録が第三者対抗要件となっている (77 条 1 項、78 条 1 項) 点で、登録をしていない被告に対して著作権は移転していないと判断された。
東京高裁 平成 13 年 5 月 30 日 平成 11 (ネ) 6345	控訴人は、当該著作物について著作権法 77 条 1 号に基づく著作権の登録申請手続きを行っていることから、被控訴人に対する対抗要件を具備していると判断されている。ただし、被控訴人のイラストは、控訴人の著作物の複製物又は翻案物には当たらないことは明白と判断され、著作権侵害は否定されている。

(原稿受領 2024.8.28)